

記者発表資料
令和7年8月25日

所 属	大垣市 危機管理部 危機管理課
担 当	課長：冨永 主幹：國枝、安田
連絡先	0584-47-7385（直通）

災害時等におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定の締結について（一般社団法人大垣タウンマネジメント）

1 趣 旨

昨年1月に発生した能登半島地震での経験と教訓から、被災者が安心して避難所生活をおくることで、災害関連死を防止する取り組み「TKB48（トイレ、キッチン、バス・ベッドを48時間以内に設置：一般社団法人避難所・避難生活学会が提唱）」が重要視されています。

それらを踏まえ、地震、風水害などの災害時又は災害が発生するおそれがある場合に、被災者に温かい食事を届けるため、避難所等においてキッチンカーによる炊き出し等を実施する協定を締結します。

2 協力内容

災害時等において、避難所及び避難所開設が困難な地域におけるキッチンカーによる炊き出しの実施

3 協定の相手

一般社団法人大垣タウンマネジメント 代表理事 加藤 肇

※ まちなかテラス（丸の内公園、ソフトピア緑地、大垣駅前北口広場・南街区広場で実施）、かわまちテラス（丸の内公園、四季の広場一帯で実施）、まちなかスクエアガーデン（大垣駅通り、大垣公園他で実施）において、キッチンカーの出店支援を行っています。

4 協 定 書

別紙のとおり

5 締 結 式

(1) と き

令和7年9月1日（月）16:30～17:00 ※ 防災の日

(2) と こ ろ

大垣市役所4階 公室1

<裏面に続く>

(3) 出席者

① 大垣市

No.	役職等	氏 名	備 考
1	市長	石 田 仁	
2	危機管理部長兼危機管理監	三 宅 康 治	
3	危機管理課長	富 永 宗 一	

② 一般社団法人大垣タウンマネジメント

No.	役職等	氏 名	備 考
1	代表理事	加 藤 肇	
2	理事	河 崎 竜	u n B L A C K 店主

6 大垣市における T K B 4 8 の取り組み

(1) T（トイレ：快適なトイレ環境の整備）

- ・避難所となる小中学校に、簡易トイレやダンボールトイレを358台、防災備蓄倉庫等に要配慮者対応トイレ48台と簡易トイレ415台を備蓄
- ・令和7年度に圧着式簡易トイレ64台、トイレトレーラー3台、移動可能なコンテナ型トイレ1棟、令和8年度にトイレカーを1台整備予定

(2) K（キッチン：温かい食事の提供）

- ・アルファ化米43,150食を備蓄
- ・今回、「災害時等におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定」を締結

(3) B（バス・ベッド：快適な睡眠スペース、入浴機会の確保）

- ・(株) コロナワールドと「大規模災害時における入浴支援に関する協定」を締結（令和5年1月18日）
- ・特定非営利活動法人Vネットと「災害時における入浴支援及び送風機の貸与等に関する協定」を締結（令和7年8月1日）
- ・令和6年度から、各小中学校に防災用マット（平常時は学校の椅子のクッションとして児童が使用し、災害時は複数枚組み合わせることでマットとして使用）を配備
- ・避難所となる小中学校や防災備蓄倉庫に、段ボールベッド126台を備蓄
- ・令和7年度に、発泡スチロールベッド100台を配備予定

災害時等におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定

大垣市（以下「甲」という。）と一般社団法人大垣タウンマネジメント（以下「乙」という。）は、災害時等におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大垣市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が協力して、キッチンカーによる物資供給等を円滑に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において大垣市だけでは応急対策を実施することが困難な場合、乙に対し要請を行う内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 甲が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- (2) 避難所開設が困難な地域におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- (3) 乙が調達可能な食材及び物資供給
- (4) その他甲が必要とする支援

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、甲から要請があったとき、物資供給実施可否を速やかに回答するものとする。

（物資供給の実施）

第4条 乙は、第3条第1項の規定により甲からの物資供給要請を受けたときは、可能な限り速やかに、物資供給の実施に努めるものとする。

2 食材、容器、プロパンガス等、乙が調達することが難しい場合、甲が可能な限り調達し、乙に提供するものとする。

3 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、特定原材料及び特定原材料に準じるものについて、表示又は利用者に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、この協定に基づき、甲に物資供給を実施したときは、実施報告書（第2号様式）により、実施報告を行うものとする。

（費用負担）

第6条 乙が提供した物資供給に要した費用は、原則として、災害発生時直前における適正な価格を基準として、又は災害救助法に基づく炊き出しその他による食品の給与に要する費用の限度額を参考に、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

2 乙が実施する物資供給に伴う移動に係る費用は、甲は負担しないものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、「連絡担当部署報告書(第3号様式)」により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(訓練等)

第8条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

2 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として甲は負担しないものとする。

(協議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、令和7年9月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、期限満了の3か月までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

2 甲は、乙が第4条1項の規定により物資供給を行う場合において、暴力団を含む反社会的勢力に属する者を関与させたと認めたときには、前項の規定に関わらずこの協定を直ちに終了すものとする。

3 甲は、前項によりこの協定を終了した場合は、その旨を直ちに乙に対し電話等で通知するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者押印のうえ、各自それぞれ1通を保有するものとする。

令和7年9月1日

甲 大垣市丸の内2丁目29番地
大垣市

大垣市長 石 田 仁

乙 大垣市郭町1丁目86番地
一般社団法人大垣タウンマネジメント

代表理事 加 藤 肇